

## 建築工事における快適トイレの設置に関する特記仕様書

令和7年7月15日

(適用)

第1条 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

工事現場に新たに仮設トイレを設置する場合は、受注者の責めに帰することができない場合（設置場所の確保が困難、供給量不足など）を除き、原則、快適トイレとする。

(快適トイレの仕様)

第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す機能を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号及び4号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。

(1) 快適トイレに求める機能

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

(2) 付属品として備えるもの

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- エ 鏡と手洗い器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 特に推奨する仕様及び付属品

- ア 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- イ 室内温度の調整が可能な設備（空調設備等）

(4) 推奨する仕様及び付属品

- ア 擬音装置（機能を含む）
- イ 着替え台
- ウ 臭気対策機能の多重化
- エ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
- オ 上記以外に快適性向上に資するもの（温水洗浄便座、手すり、ヘルメット置き、緊急ブザー等）

(快適トイレの設置)

第3条 受注者は、快適トイレの設置の可否、機能、設置期間及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。

2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す機能を満たし、同条第2号に示す付属品を備えるものであることを示す書類及び費用の見積書を提出しなければならない。

3 受注者は、建設現場で働く誰もが働きやすい環境となるよう、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(7)に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

(4) ドアの向き

トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

(7) 外観

建設業の更なるイメージアップのため、清潔感のあるデザインや周辺環境との調和に配慮をする

(設置に要する費用)

第4条 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終の契約変更確定時において、従来品相当額のトイレ費用(10,000円/ハウス・月)との差額について、エアコンなしの場合は51,000円/ハウス・月、エアコン付きの場合は60,000円/ハウス・月を上限に設計変更の対象とし、共通仮設費に積み上げ計上する。

2 前項の規定による費用は、第5条の定めにより算出した必要ハウス数まで計上できるものとする。

3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

(必要ハウス数の算出)

第5条 必要ハウス数は、一日の作業員数が最大となった日の作業員数を基準として算出するものとする。

- 2 必要ハウス数は、男女別に、第3項及び第4項により算出する必要洋式トイレ基数に対して2.0で除することにより算出することとし、小数点以下は切り上げる。
- 3 必要洋式トイレ基数は、男性作業員60人につき1基、女性作業員20人につき1基が必要なものとして算出し、小数点以下は切り上げる。男女別の作業員数は実数によることとするが、男女別の実数を把握することが困難な場合は、作業員の男女割合を男性9割、女性1割とすることができる。
- 4 実際の現場において、第3項により算出した必要洋式トイレ基数より少なく設置した場合は、実際に設置した洋式トイレ基数を、必要洋式トイレ基数とする。

(実績の確認)

第6条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料及び工事期間中の一日の作業員数を監督員に提示しなければならない。ただし、快適トイレの設置数が男女各1ハウスまでの場合は、作業員数の提示は省略できることとする。

- 2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、前項の資料に含めて監督員に提出しなければならない。

(関連工事)

第7条 受注者は、監督員と協議の上、関連工事も含めて快適トイレを設置することができる。

- 2 第5条により算出する必要ハウス数は、関連工事分を含めて算出することができるものとし、その場合、第6条に定める作業員数の提示は関連工事も含めて行わなければならない。
- 3 第2項を適用した関連工事にあつては、その関連工事において快適トイレの費用を計上することはできない。
- 4 受注者は、関連工事も含めて快適トイレを設置する場合は、関連工事間でトラブルにならないよう、第4条により算出される費用計上額を踏まえ、事前に、費用負担等について十分に協議し、合意を得なければならない。